

## 入会に関する Q&A

Q1:入会までの流れは？

A:会員区分をご確認の上、入会フォームに入力し送信してください。理事会承認を経て、入会金及び年会費をお支払いいただく流れとなります。

Q2:入会金及び年会費の支払時期は？

A:お申しいただいた時点から次に開催される理事会にて入会承認後、請求書を発行させていただきます。お支払い期限は請求月の翌々月末日となります。

Q3:年会費はいつからいつまでの期間に対応しますか？

A:入会月（理事会承認月）から 12 か月間です。

Q4:次年度の年会費支払時期は？

A:毎年入会月（理事会承認月）の 20 日にご請求いたします。

Q5:入会金及び年会費は消費税の課税対象ですか？

A:消費税の課税対象にはなりません。対価を得て行うことに当たらない取引となりますので「不課税」となります。

Q6:入会金は、退会時に返還されますか？

A:入会時の手数料となりますので、退会時に返還はいたしません。

Q7:賛助会員と法人会員、どちらに該当するか迷っています。

A:法人会員は流通、包装なども含む食品関連事業者で、認証の対象となり得る企業、団体が対象です。

賛助会員は、認証機関、認定機関、研修機関、金融機関、コンサルティング会社など、食品のサプライチェーンに直接関係しない企業、団体が対象です。

Q8:「連結対象法人・HD カンパニーに属する法人」の場合の入会金及び年会費は？

A:親会社やホールディングカンパニーが連結売上規模に基づいて入会金及び年会費を納入されている会員の場合、その企業の連結子会社は、個別に入会金及び年会費を納入することなく会員資格が得られます。（入会申込書類は必要です）

Q9:「売上規模を示す資料」について。経理情報非公開の場合は？

A:当協会の法人会員、賛助会員の年会費は、売上規模により異なります。支払依頼書発行の際、ご請求額の根拠となる資料が必要となります。

公開している資料がない場合などは、売上規模を証する以下の資料のご提出をお願いします。

- ① 直近3ヵ年平均の売上高を記載した申告書
- ② (上記①の対応が困難である場合) 当協会会費区分のうち、どの区分に該当するか  
の申告書

※①、②とも、フォームの指定はありません。社印の押印をお願いします。